

みえ緑と森のきずな税（仮称）の導入案の概要

1 「災害に強い森林づくり」の必要性

荒廃森林の増加と自然災害の発生状況を併せて考えた時に、県民の皆さんの生命・財産を守るため、防災・減災の観点から土砂や流木の発生を抑制する新たな対策を進め、「災害に強い森林」を重点的かつ緊急に実現する必要性が生じています。

2 「災害に強い森林づくり」のための税の創設

これまでの森林対策に加え、「災害に強い森林」を早期に実現するという新たな行政需要に対応するためには、その財源を新たに確保する必要があります。

しかしながら、既存の財源に多くを期待できない状況の中、森林の恩恵は全ての県民が受けており、災害に強い森林づくりを社会全体で緊急に進めていくためには、その費用を幅広く負担していただくことが適当と判断し、財源確保の方法として新たな租税を早期に導入することが必要と考えます。

3 「みえ緑と森のきずな税（仮称）」を活用した施策

山崩れや洪水など災害発生リスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進めます。

(1) 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から整備の急がれる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

【主な対策】

- 土砂を流さない森林整備と伐採木の搬出による流木の発生抑制
- 堆積した不安定土砂や流木の撤去による森林内の防災施設の機能強化
- 里山や竹林の再生、人家裏や通学路沿いの森林整備、水源林など特に重要な森林の公有林化、海岸林の整備など、地域の実情に応じた身近な森林対策

(2) 基本方針2 緑・森・人の絆づくり

住民による森林づくり活動への参加の機会や木とふれあう機会の提供を進めるとともに、都市空間や生活空間に緑や木材を積極的に取り入れるなど、緑や森林と県民の皆さんとの絆を深めます。

【主な対策】

- 小中学校における森林環境教育の定着促進と指導者の育成、小中学校の机・イス・教室内装の木質化、都市住民が森林と触れ合う機会の創出、森林づくり技術者の育成
- 木造仮設住宅キットの備蓄、公共性の高い建物や街並みの木造・木質化、チップやペレット等木材のエネルギー等利用促進
- 漂着流木等の除去活動支援や、緑地整備による緑と潤いの空間の創出

(3) 当面必要となる経費

約51億円（5年間）

4 地域の実情に応じて実施する対策への支援

(1) 市町交付金制度の創設

市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開するために必要な交付金制度を創設します。

(2) 税収事業における県と市町の役割分担

県は、税収事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や県が実施することで効率化が図られる対策を担い、市町は、暮らしに身近な森林対策、森林環境教育や都市住民が森林と触れ合う機会の創出等、住民と森林との絆を深める取組を行います。

5 「みえ緑と森のきずな税（仮称）」のしくみ

- 課税方式 県民税均等割の超過課税
- 税額 **【個人】** 年額 1,000円（現行の均等割額は1,000円）
【法人】 年額 現行の均等割額の10%相当額（2,000～80,000円）
- 税収規模 初年度 約8億1千万円
平年度 約10億6千万円
- 税率設定の考え方 当面必要となる経費を確保すること、現行の県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、先行県の事例も参考にしつつ県民の皆さんの過重な負担にならないことなどを総合的に考慮して設定
- 税収の使途 森林づくりに関連する事業に活用
- 導入時期 平成26年4月1日

6 使途の明確化（基金の創設）

「みえ緑と森のきずな税（仮称）基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、税収事業の結果についても公表することとします。

7 評価制度の創設

第三者による評価委員会を設置し、新たな税財源を用いて実施する事業の評価検証を行います。これらの結果は、県民の皆様に公表します。

8 見直し期間

効果の検証等が必要であることから、導入後5年間を目途として見直しを行います。